

◆入札説明書等に対する第1回質問回答への回答

No.	ページ	資料名	質問	回答
192	No.47	入札説明書等に対する第1回質問への回答	「入札説明書では「入札価格が予定価格を超えてはならないことを確認する。」となっています。一方、落札者決定基準では基礎審査として「請負代金(税抜き額)12,468,255千円以内であること。」、運営等業務委託料とセメント処理業務委託料の事業期間を通じた合計金額(税抜き額)が12,231,788千円以内であること。」となっています。この落札者決定基準の合計額が予定価格と考えてよろしいでしょうか。」という質問に対し、「予定価格は公表しません。」との回答になっておりますが、12,468,255千円と12,231,788千円は、満額の予算で、この金額から査定して、予定価格を決め、その予定価格は公表しないという解釈で宜しいでしょうか？	予定価格は公表ませんが、12,468,255千円と12,231,788千円の合計金額が目安になるものと考えてください。
193	No.55	入札説明書等に対する第1回質問への回答	「先行開始分を含め、運営等業務委託料とセメント処理業務委託量の合計が、12,231,788千円(税抜き額)以内となるように提案」とありますが、前記の金額以内であることが様式41にて確認されるものとの理解で宜しいでしょうか。	様式38、様式41により確認します。
194	No.117	入札説明書等に対する第1回質問への回答	提案書(様式13～様式14)に参考資料添付が可能とのご回答がありました。添付資料としてA3サイズで作成したものについては、製本時にA4サイズに閉じ折りすることで宜しいでしょうか。(製本サイズはA4となります)。	お見込みのとおりです。
195	No.145	入札説明書等に対する第1回質問への回答	回答に『原則平成25年度に全ての事業範囲が終了するよう工程計画してください。』とありますが、建設工事請負契約範囲について平成25年度に終了することが要求水準であると理解しております。	お見込みのとおりです。
196	No.155 ～ No.157	入札説明書等に対する第1回質問への回答	「藤ヶ谷清掃センター更新事業に伴う環境影響評価書」が来年度完成予定とのことですが、環境影響評価書の記載内容に本要求水準からの変更や追加があり、設計内容に変更が生じる場合には、契約金額変更を協議させていただけるものと理解しております。	内容により協議します。
197	No.165 No.167 No.168	入札説明書等に対する第1回質問への回答	整備工事期間中に実施される「最終処分場の下流側整備工事」とはどのようなものが予定されていますでしょうか。	下流側法面の整地工事等です。

No.	ページ	資料名	質問	回答
198	No.299	入札説明書等に対する第1回質問への回答	ごみホッパゲート駆動装置と燃焼装置用駆動装置を兼用することは一般的な方法ですが、兼用不可とされる特別な理由等ございましたらご教示いただけませんか。	兼用しても構いませんが、ごみホッパゲート駆動装置の稼働時にも燃焼装置用駆動装置の能力低下がないようにしてください。
199	No.344 No.348	入札説明書等に対する第1回質問への回答	「純水装置の形式と数量は事業者提案に委ねる」とのご指示と理解してよろしいでしょうか。	数量は「2基(内1基予備)」とし、形式は事業者提案とします。
200	No.426	入札説明書等に対する第1回質問への回答	質問回答にて「中継タンク」については事業者の責任において新規施設に代替のものを計画」とございますが、タンクのみ計画すればよろしいでしょうか。それとも建設可能敷地内にある中継タンクに付随するポンプ・配管および電気・計装設備一式が代替計画の対象なのでしょうか。	中継タンクに付随する一切の設備が該当します。
201	No.439 No.447	入札説明書等に対する第1回質問への回答	NO.439で「事業者提案に委ねます」との回答がある一方、NO.447にて「要求水準どおり」との記載があります。NO.439の回答を正とし、システム全体が事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	ごみビット汚水の処理方法については事業者提案に委ねます。ただし、ろ液噴霧器の仕様については要求水準書のとおりとします。
202	No.453	入札説明書等に対する第1回質問への回答	「井戸の情報については新規施設で監視できるように計画」とございますが、第1回質問回答別紙6に記載のある水源盤と同等の監視が新規施設で可能とするとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、それ以上の監視につきましては事業者提案に委ねます。
203	No.598 No.605	入札説明書等に対する第1回質問への回答	第1回の質問回答を踏まえ、要求水準におけるエレベータ必要数量は、熱回収施設、マテリアルリサイクル施設、管理棟合わせて、人荷用1基、熱回収施設作業用1基、マテリアルリサイクル施設1基の計3基との理解で宜しいでしょうか。	熱回収施設、リサイクルセンターについては事業者提案に委ねます。管理棟については複数階の場合設置してください。
204	No.639	入札説明書等に対する第1回質問への回答	解体付着物除去に使用した最終汚水及び発生した廃棄物(灰、ダスト等)は既存施設では焼却できないのご回答ですが、新熱回収施設にて性能に支障のない範囲で処理することは提案可能でしょうか。	事業者にて処理してください。

No.	ページ	資料名	質問	回答
205	No.645 ～ No.648	入札説明書等に対する第1回質問への回答	<p>①貯留対象物はその他プラスチックを想定 ②貯留荷姿はストックヤード内で圧縮梱包(設備の整備については事業範囲外)する予定 ③貯留量は、約300㎡程度を想定</p> <p>とのことですが、貯留量によっては、指定可燃物に該当し、別府市消防本部への届出が必要になり、消火設備設置の指導を受けると考えられます。貯留量は、指定可燃物に該当しない量(3ton未満)と解釈してよろしいでしょうか。 指定可燃物に該当する量である場合でも、設置すべき消火設備は粉末ABC消火器20型数本と想定してよろしいでしょうか。</p>	現時点において要求水準書以外の計画はありません。また設備等については関係所轄の指導によります。
206	No.661	入札説明書等に対する第1回質問への回答	搬入基準の変更が今後考えられるとのご回答ですが、基準変更時には事業者との協議実施を要望します。	協議の実施については検討します。
207	No.680	入札説明書等に対する第1回質問への回答	「井戸から本施設までの全ての機器、配管等が対象」とのご回答ですが、配管・ケーブルには一般道路下に埋設されている部分も多くあり、維持管理業務引継後15年間の補修要否を事業者が判断することが困難です。埋設部分の損傷リスクについては、善良な管理者の注意義務(現在組合殿で実施されている点検・整備と同等の業務実施)を果たしている限り、貴組合にてリスク負担いただきますようお願いいたします。	事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていれば、組合のリスク負担になります。ただし、現在組合が実施しているのと同様の点検整備等を行うことが、将来にわたり善良な管理者の注意義務を果たしていることになるとは限りません。
208	No.680	入札説明書等に対する第1回質問への回答	維持補修時に必要となる各種調整業務(水槽清掃等一時的断水時の住民説明等)は組合殿所掌との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、必要な調整の要請並びに調整に係る支援はお願いいたします。
209	No.692	入札説明書等に対する第1回質問への回答	既設最終処分場の排水処理施設の各水槽・建屋・基礎等の建築構造物の損傷に伴う補修等についても、当該ご回答と同様の考え方において、善良な管理者の注意義務を果たしている限り、費用は貴組合負担と理解してもよろしいでしょうか。	事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていれば、組合のリスク負担になります。

No.	ページ	資料名	質問	回答
210	No.710	入札説明書等に対する第1回質問への回答	「本項で示された評価は、事業者選定委員会の合議により決定されるものでしょうか、もしくは各委員殿の個別評価の平均値等を採用されるものでしょうか。」との質問に対し、「今後、事業者等選定委員会の中で定める予定です。」との回答になっております。評価方法を事業者等選定委員会で定め次第、2月23日の回答書にて、提示していただけないでしょうか？ もし、2月23日までに決まっていなない場合は、決まり次第、貴組合HPで公表していただけると考えてよろしいでしょうか？	現時点では公表することは予定していません。
211	No.757	入札説明書等に対する第1回質問への回答	「住民協定等」とありますが、すでに締結されている協定及びこれから締結する予定の協定がある場合はお示し下さい。」との質問に対し、「用水の確保に関する住民協定等があります。」との回答になっております。この用水の確保に関する住民協定等について、内容を御教示願います。	現時点で協定書を示すことはできませんが、事業者は要求水準書に示すとおり水質を確保してください。
212	別紙10	入札説明書等に対する第1回質問への回答	1月13日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答」において、別紙10で現状のごみ搬入車両の動線(もやすごみ・粗大ごみ)についてご回答頂きましたが、以下の現状の車両動線についてもご教示願います。 ① 焼却主灰搬出車両(既存焼却棟→最終処分場) ② 焼却主灰搬出車両(最終処分場→セメント化施設) ③ 灰固化物搬出車両 ④ 破碎残渣(可燃)搬出車両 ⑤ 破碎残渣(不燃)搬出車両 ⑥ ごみ搬入車両(資源化棟) ⑦ 資源化物搬出車両 ⑧ 一般車両	別紙17を参照してください。